岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター利用要項

- 第1条 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター(以下「センター」という。) の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 センターの利用は、教育研究、農学に関する産官学の共同研究、その他センター長が承認した事業に限る。
- 第3条 センターの利用ができる者は、次の者とする。
 - 一 農学部の教員及び職員
 - 二 センター長の承認を受けた者
- 第4条 センターを利用しようとする者は、別に定める利用申込書を提出し、センター 長の承認を受けるものとする。
- 第5条 センターを利用した場合は、利用にかかる所定の経費を負担するものとする。 但し、センター長が承認した場合はこの限りではない。
- 第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附則

この要項は平成16年4月1日から施行する。